

会 議 記 録

| | | |
|-------|---|---|
| 会議名称 | 杉並区子ども・子育て会議（令和元年度第1回） | |
| 日時 | 令和元年6月19日（水）18時59分～20時51分 | |
| 場所 | 杉並区役所 西棟6階 第5、6会議室 | |
| 出席者 | 委員名 | 小川委員、桐野委員、三村委員、山崎委員、有馬委員、井口委員、大室委員、久保田委員、小林委員、新妻委員、佐々委員、徳田委員、神尾委員、横川委員、帯金委員、鈴木委員、中村委員、三浦委員 |
| | 事務局 | 子ども家庭部長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、保育課長、保育施設担当課長、保育施設支援担当課長、児童青少年課長、子どもの居場所づくり担当課長、学童クラブ整備担当課長、障害者施策課長、杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長、杉並保健所保健サービス課長 |
| 傍聴者数 | 1名 | |
| 配布資料等 | 資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表 資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿 資料3-1 杉並区子ども・子育て会議条例 資料3-2 子ども・子育て支援法（抜粋） 資料3-3 杉並区保健福祉計画（平成30～33年度）における事業の体系と主な取組 資料4 令和元年度の主な議題とスケジュールについて（案） 資料5 「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果について 資料6 杉並区子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（平成30年度分）の進め方等について 資料7 幼児教育・保育無償化について 資料8 広報すぎなみ（平成31年4月15日号抜粋）「2年連続で保育の『待機児童ゼロ』を実現しました」 資料9 児童福祉法の改正に伴う区の対応について（案） 資料10 広報すぎなみ（平成31年3月1日号抜粋）「児童虐待対策を充実・強化します」 資料11 妊娠・出産・子育てまでの母子保健・子育て支援サービス 資料12 子育て便利帳（2019年度） | |
| 会議次第 | 1 開会 2 副区長挨拶 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 会長の選出 6 副会長の指名 7 議題（報告事項等） (1) 令和元年度の主な議題とスケジュールについて (2) 「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果について | |

| | |
|---------|--|
| | <p>(3)子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（平成30年度分）の進め方等について</p> <p>(4)幼児教育・保育無償化について</p> <p>(5)保育待機児童ゼロの取組について（平成31年4月現在）</p> <p>(6)児童福祉法の改正（学童クラブ関係）に伴う区の対応について</p> <p>(7)母子保健・子育て支援サービスについて</p> <p>(8)児童虐待対策の充実・強化等について</p> <p>8 その他</p> |
| 子育て支援課長 | <p>それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、令和元年度第1回杉並区子ども・子育て会議を開催いたします。私は、この会議を所管しております子育て支援課長の福原と申します。会長、副会長選出までの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、副区長の吉田からご挨拶を申し上げます。</p> |
| 副区長 | <p>皆さん、こんばんは。副区長の吉田でございます。本日は区長にかわりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>まず、皆様方には、杉並区子ども・子育て会議の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本区の子ども・子育て支援の充実に向けまして、お力添えをいただきますよう心からお願い申し上げます。</p> <p>子ども・子育て支援法に基づいて、本会議が所掌する本区の子ども・子育て支援施策につきましては、保育及び学童クラブの待機児童対策、各保育施設における保育の質の確保のほか、今、全国的に大きな社会問題となっております児童虐待対策などの課題が山積しているところでございます。これらの課題に対しまして、区では引き続き皆様方のご意見を伺いながら、迅速かつ的確な対応を図ってまいりたいと考えてございます。</p> <p>さて、今年も昨年に引き続きまして保育の待機児童ゼロが実現をいたしました。区ではこの間、様々な形で施設をつくってまいりましたが、同時に保育内容の充実を図ることが極めて重要なことだと思っております。そうした観点から区では、現在、就学前教育支援センターの整備を進めており、6月議会でこの設置条例が議決されたところでございます。</p> <p>就学前教育支援センターと同じ建物内に移転・改築する成田西子供園の隣の敷地では、民間の保育施設も開設されています。また、五日市街道を挟んで子ども・子育てプラザもできております。そういう意味では、就学前の子どもたちの教育を考えると、最適の環境ではないかと存じます。ここで、私立、公立問わず保育者に対しての研修の充実と、近年顕在化しております発達障害の子どもたちを抱えている様々な施設の支援に当たりたいと考えております。区も様々な形で子ども・子育ての環境を良くして、さらに発展していきたいと考えております。</p> <p>皆様方には、引き続き、この会議で建設的なご意見を頂戴いただきまうようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。2年間となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>続きまして、委嘱状の交付でございます。本来、お一人ずつお渡しすべきところではございますが、席上に配布をさせていただいております。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>ので、ご確認よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、委員の任期でございますが、資料3-1として配布しております杉並区子ども・子育て会議条例第4条第2項によりまして、2年間となっております。2年間、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、各委員の自己紹介を資料1の名簿の順に従いましてお願ひしたいと思います。</p> <p>では、名簿の順に、まず、小川委員からお願ひいたします。</p> |
| 委員 | <p>皆さん、こんばんは。小川健大朗と申します。今回、公募委員となり、普段は鉄鋼商社で働いております。先月2日に第一子を出産して本日を迎えることができました。杉並区には10年間以上住んでいます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p> |
| 委員 | <p>こんばんは。杉並区立小学校PTA連合協議会会長の桐野と申します。私は鹿児島出身でございます、名古屋で出産しました。杉並区に来たのは8年前、子どもが幼稚園ぐらいからなので、赤子のときの子育てのシステムは存じ上げないんですけども、今、中学2年生の娘と小学5年生の娘がおります。5年前にPTA会長になって、2年間ぐらいやりました。そのPTA会長時代に卒業式で、「言ったことは叶うんだよ。言霊という言葉があるから、夢を実現してください」と言ったので、私も今さらながら、子どもを2人育てながら夢を追いかけようと思ひまして、落語家になりました。現在、落語家として前座3年目の活動をしております。</p> <p>子育てについては、皆さん、子どもが小さいみたいなので、大先輩かなと思ひておりますので、きつい意見が言えるかなと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> |
| 委員 | <p>三村と申します。よろしくお願ひいたします。普段は税理士をやっております。</p> <p>子どもは今1歳5カ月です。第一子なので、本当に大先輩を横に抱えて緊張しております。人生の中で子どもを育てる期間はそんなに長くないと思うので、こういったところで少し強めに勉強ができたかなという動機で応募させていただきました。謙虚に、でも、少しでも建設的な意見が言えるように頑張りますので、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 委員 | <p>山崎洋子と申します。1歳半の双子の女児がおりまして、4月から復職して、杉並区内認可保育園に預けてこちらに参加させていただいております。杉並区で生まれて、結婚して、現在まで杉並区民しか経験したことがないんですけども、いろいろサービス等を利用させていただきました。</p> <p>まだまだ新米なんですけれども、妊娠中に実母の介護を経験しました。これから高齢出産や、女性が働きながら子どもを産むことが増えたりするので、私の経験を踏まえてそういう方たちに寄り添えるようにと思ひまして、それをきっかけにこちらに参加させていただくことになりました。勉強させていただきながら、生の声をお伝えできればと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 委員 | <p>杉並区私立幼稚園連合会の理事で、西荻学園幼稚園の園長をしております、有馬尊義と申します。よろしくお願ひをいたします。</p> <p>日常は、幼稚園で子どもたちを迎えて、子どもたちと一緒に走り回ったりしておりますけれども、元気な子どもたちが幼稚園を超えてまたさらに育っていく中で、よい環境の中で育っていくことができることを心から願っております。微力ですけれども、この場で働かせていただければ</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>ばということでお引き受けさせていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。</p> |
| 委員 | <p>社会福祉協議会の常務理事の井口と申します。子育て支援事業者ということでこの会に参加させていただいており、区からファミリーサポートセンター事業を受託してございます。そのほかに地域福祉全般をやっておりますので、地域の皆様とともに福祉のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。</p> |
| 委員 | <p>株式会社ピノコーポレーションの大室と申します。保育園の運営事業者でございまして、本社が高円寺にございます。杉並区内には今 13 の施設を運営させていただいております。微力ではございますけれども、私自身も保育士でございまして、現場の声をこの会議に反映させていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>皆さん、こんばんは。久保田桂子と申します。私は西荻窪で小規模保育所を 2 園運営しております。子どものとき杉並区で育って、また年をとってから杉並区に戻ってまいりました。やっぱり杉並区が好きだなと実感しております。私どもは小規模保育所なので、0 歳から 2 歳までの子どもたちの保育園の運営事業者でございまして、本当に子どもたちにどれだけ質の高い保育を提供できるか、日々保育者とともに頑張っております。よろしく願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>ひととき保育八成をやっております、施設長の小林と申します。よろしく願いいたします。ひととき保育のほかにつどいの広場と、事業所は別なんですけれども、産前・産後支援ヘルパーとかベビーシッター、要支援家庭の支援ヘルパーなどの派遣もやっております。</p> <p>私ごとになりますけれども、私は杉並区に住んで子どもを 6 人産んで育てました。杉並区はとても素敵な区です。子どもたちも杉並区が今でも大好きで、この杉並で、若い皆さんにもまた同じようにはいれないかもしれないんですけれども、楽しく子育てをしてもらえたら、そんなお手伝いのできたらいいなと思っております。よろしく願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>杉並区私立保育園連盟副会長をやっております、阿佐谷保育園園長の新妻と申します。2 期目になります。よろしく願いいたします。</p> <p>私自身も子どもを 3 人、杉並区の公立保育園、学童にもお世話になりましたし、小学校、中学校、区内で伸び伸びと育ちました。私立園長会の代表ということで来ておりますので、そういったご意見などもこちらの会に反映できたらと思っております。よろしく願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>高井戸にあります三宅小児科の神尾です。杉並区医師会を通してこちらに参加しています。小学校 1 年生と 3 年生の子どもが 2 人おります。前任の中里先生が 3 期務められた後で、新参者なのでいろいろわからないこともあると思いますが、よろしく願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>前回から引き続き、杉並区歯科医師会から参りました横川と申します。役員の任期がございまして、次回からは別の委員になると思いますが、どうぞよろしく願いしたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>民生児童委員の中の主任児童委員という、年配の方のお世話ではなくて、主に 18 歳までの児童のほうで動いております帯金と申します。私は既に孫がおりまして、孫は保育園問題等で杉並区でとても大変な思いをしたのですが、とりあえず今、保育室という 5 人しかいないところにお世話になっています。自分の子育てのときには、夢中で、こういうい</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>ろいろなことがあるとは何も知らずに育ち、孫ができて、一步置いて若い世代の育て方を見ています。やっぱり時代が違うんだなと思いながら、祖母の立場もありながら、表立って動くのではなくて、私が動くのは本当に朝とか夜、土日とか、役所の方の動けないときのすき間で動いておりますので、そういうことで何かお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>こんばんは。杉並区障害者団体連合会の中の青空の会から来ました鈴木千鶴といいます。障害者団体ですので、障害者のご本人とか、その保護者の方、見ていただいている方の年齢層が少し高めになってきているので、比較的若いグループである青空の会の人たちに出てくださいと言われまして、私が参加することになりました。</p> <p>私は現在3人子どもがおります。一番上が20歳の女の子で、コミュニケーションに少し問題があるアスペルガーの女の子です。2人目がこの青空の会に所属している自閉症と知的障害をあわせ持った男の子で、中学校の支援級にいます。3番目が、一応今のところ定型発達と言われてはいるんですが、それでもこども発達センターにお世話になりまして、今、通常級の小学校2年生の女の子です。障害児の親という立場で参加させていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>杉並区母親クラブ連絡会の会長をさせていただいております中村と申します。母親クラブは全国的な規模の団体なんですけれども、東京都内には杉並区のみということで、今、11クラブで頑張っております。前年度までは荒川という者がこちらに伺っておりましたけれども、今年度から私、中村になりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>青少年育成委員会会長連合会から派遣されています三浦です。私はだいぶ昔に子育てが終わりまして、孫は北海道にいます。現役の子育て問題には役が重すぎるんじゃないかと思っておりますが、地域の中で元気な子どもたちと一緒に事業などをやって、信頼される大人を目指しています。よろしくお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>佐々加代子といいます。白梅学園大学を短期大学、大学で40年8カ月勤めました。定年退職してもう2年目になるんですけれども、子育て支援関係や、もともとは臨床で、お茶の水女子大学で実践してきて40何年になります。</p> <p>杉並区には17年住んでいたことがありました。それで、隅々まで割と知っていたんですけれども、随分と様変わりしたなと思いながら、いろんな地区をまた探索しながら、こういう係を引き受けさせていただきました。よろしくお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>徳田治子と申します。高千穂大学人間科学部で教員をしております。日頃は小学校の先生になりたい学生さんや心理学に興味がある学生さんに教えています。私自身の専門は発達心理学とあって、子どもの成長や発達を支えるための心理学という面もありますし、あるいは大人の発達というところにも興味を持っていて、育てる側の親の心理とか、サポートについても研究をしています。今期、2期目になるんですが、また委員の皆様といろいろな議論を交わしながら、杉並区の子ども・子育て事業がすばらしいものになればいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、副区長は、公務のため退席をさせていただきます。</p> |

| (副区長、退席) | |
|-------------------|--|
| 子育て支援課長 | 引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。資料2をご覧ください。この名簿の順に自己紹介をさせていただきます。 |
| 子ども家庭部長 | 杉並区子ども家庭部長の徳嵩淳一です。昨年度までは保健福祉部の子ども家庭担当部という組織だったんですけれども、今年4月から単独の部になりました。これは、先ほど冒頭に副区長からもご挨拶申し上げた中であつたとおり、子どもと家庭の支援をより充実させていく意気込みというふうにお受けとめいただければうれしいです。 令和という新しい時代の中で、組織も新しくなったということで、我々一同、心を新たに子育て支援の充実に取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 |
| 子育て支援課長 | 改めまして、子育て支援課長と今年度から児童相談所設置準備担当課長を兼務しております福原と申します。よろしくお願ひいたします。 |
| 子ども家庭支援担当課長 | 名簿の3番目になります。母子保健事業と子ども家庭支援センター業務を所管しております笠(りゅう)です。よろしくお願ひいたします。 |
| 保育課長 | 名簿の4番目になります。保育課長の武井です。どうぞよろしくお願ひいたします。 |
| 保育施設担当課長 | 5番目の保育施設担当課長をしております森と申します。よろしくお願ひいたします。 |
| 保育施設支援担当課長 | 6番目の保育施設支援担当課長の樋口と申します。よろしくお願ひいたします。 |
| 児童青少年課長 | 7番目になります。児童青少年課長、土田でございます。児童館と学童クラブの日常運営、児童青少年育成委員会、次世代育成などを担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。 |
| 子どもの居場所づくり担当課長 | 8番目の子どもの居場所づくり担当課長の倉島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。 |
| 学童クラブ整備担当課長 | 名簿の9番目でございます。学童クラブ整備担当課長をしております森山と申します。よろしくお願ひいたします。 |
| 障害者施策課長 | 名簿の10番目になります。保健福祉部障害者施策課長の河合と申します。よろしくお願ひいたします。 |
| 杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長 | 名簿の11番目になります。杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長の天海と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。 |
| 杉並保健所保健サービス課長 | 最後です。杉並保健所保健サービス課長の森田でございます。区内の保健センターを管轄しております。よろしくお願ひいたします。 |
| 子育て支援課長 | 以上でございます。よろしくお願ひいたします。 では、続きまして、次第の5番目に参ります。会長の選出でございます。 会長の選出につきましては、条例第5条第1項によりまして、委員の互選により定めることとなっております。自薦、他薦を問いませんが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。 |
| 委員 | 前期で会長もご経験されている佐々先生にお願ひしたらよろしいかと思ひますが、いかがでしょうか。 |
| 子育て支援課長 | ただいま佐々委員を推薦する声をいただきましたけれども、皆さん、ご承認いただけますでしょうか。 |

| | |
|----------------|--|
| (拍 手) | |
| 子育て支援課長 | それでは、佐々委員に本会の会長をお願いすることといたします。では、会長席のほうにお移りください。 |
| (佐々委員、会長席に移動) | |
| 子育て支援課長 | それでは、会長から一言ご挨拶をお願いいたします。 |
| 会長 | ありがとうございます。ご承認いただきまして、お引き受けさせていただきました。この時期、新たなことをつくり上げるということで、新しい委員の皆様と共によりしっかりと運営させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 子育て支援課長 | 続きまして、6番目となります。副会長の選任を行います。副会長は、条例第5条第3項によりまして、会長の指名によることとなっております。会長にご指名をお願いいたします。 |
| 会長 | 前期からご一緒させていただきました徳田先生にお願いしたいと思っております。 |
| 子育て支援課長 | ただいま徳田委員のご指名がございました。委員の皆様、ご承認いただけますでしょうか。 |
| (拍 手) | |
| 子育て支援課長 | それでは、徳田委員、副会長席のほうにお移りください。 |
| (徳田委員、副会長席に移動) | |
| 子育て支援課長 | それでは、副会長、ご挨拶をお願いいたします。 |
| 副会長 | ただいま会長からご指名いただき、皆様にご承認いただきました徳田です。会長を中心に、この会議が大変実りあるものになるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 子育て支援課長 | よろしくお願いいたします。 では、これ以降の進行は会長にお願いをいたします。 |
| 会長 | 進めさせていただきます。最初に、事務局から連絡事項や資料の確認をお願いいたします。 |
| 子育て支援課長 | 説明に入ります前に、まず、定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例第6条第2項によりまして、委員の半数以上の出席により成立するとしておりますが、本日は全員の方にご参加いただいておりますので、有効に成立をさせていただきます。 では、まず初めに、今回、新任の方も多数いらっしゃいますので、本会議につきまして改めて説明をさせていただきます。お手元の資料3-2をご覧ください。 本会議につきましては、子ども・子育て支援法第77条に基づきまして、各区市町村の条例により設置されている会議でございます。また、同条に基づきまして、特定教育・保育施設の利用定員及び特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定等に関するについて、調査審議する合議制の機関となっております。 また、資料3-3をご覧くださいまして、昨年度改定いたしました杉並区の保健福祉計画における事業の体系と主な取組の一覧を添付してございます。 まず、基本構想の目標の1つでございます、「人を育み共につながる心豊かなまち」のもと、6つの施策により構成してございまして、それ |

| | |
|---------|---|
| | <p>ぞれの施策を推進する事業と主な取組を記載した資料となっております。なお、「主な取組」欄におきます下線が引いてあるものにつきましては、子ども・子育て支援事業計画に関連する取組となっております。</p> <p>続きまして、資料の確認に移らせていただきます。</p> <p>ここまでにご確認いただきました資料1から資料3までのほかに、資料4として、「令和元年度の主な議題とスケジュールについて（案）」。</p> <p>資料5として、「『杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査』の結果について」。資料6でございますが、本日席上に差し替え版を置かせていただいております。「杉並区子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（平成30年度分）の進め方等について」。資料7として、「幼児教育・保育無償化について」。資料8として、「広報すぎなみ（平成31年4月15日号抜粋）」。</p> <p>資料9といたしまして、「児童福祉法の改正に伴う区の対応について（案）」。</p> <p>資料10といたしまして、「広報すぎなみ（平成31年3月1日号抜粋）」。</p> <p>ここまでが皆様に事前にお配りをした資料となっております。</p> <p>そのほか、本日追加で席上配布してございます資料といたしまして、資料11「妊娠・出産・子育てまでの母子保健・子育て支援サービス」のペーパーと、資料12といたしまして、2019年度版の「子育て便利帳」の冊子となっております。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>この後、不足等が出てまいりましたら、事務局のほうにお声かけいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、本日の会議につきましては、会議記録作成のため録音させていただいておりますが、録音した音声そのものは公表いたしませんので、ご了承ください。また、会議記録につきましては、発言者個人が特定されないように、発言の要旨を記録する形でまとめます。この会議記録につきましては、皆さんに内容の確認をいただいた後、区のホームページ上で公表いたします。</p> <p>長くなりましたが、事務局からは以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>議題(1)「令和元年度の主な議題とスケジュールについて」ということで、説明をお願いいたします。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>引き続きまして、子育て支援課長よりご説明をさせていただきます。</p> <p>資料4をご覧ください。</p> <p>今年度につきましては、本日を含めまして4回の開催を予定してございます。主な議題といたしましては、大きく4点ございます。</p> <p>この主な議題に関連する報告につきましては、この後、順次ご説明いたしますので、ここでは概要のみお話をしたいと思います。</p> <p>まず、(1)の来年度からの5年間を計画期間といたします「子ども・子育て支援事業計画」の策定についてでございますが、この後、昨年度実施いたしました「子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果で報告させていただきます。その後、事務局でこの調査結果や利用実績を踏まえまして、計画の柱立て及び盛り込むべき内容を検討いたしまして、計画の骨子案を作成してまいります。</p> <p>これによりまして、第2回の会議ではこの骨子案について報告をいたしまして、本会議の委員の皆様のご意見を伺ってまいります。こちらでいただいたご意見と、第3回でご説明をいたします主な議題の(2)にございます、平成30年度分の子ども・子育て支援事業計画の点検・評価</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>結果を踏まえまして計画の素案を作成してまいります。この第3回の会議で計画素案についてご意見をいただきまして、その後、必要な修正を行いまして、計画の案ということで区の中で決定をした後、区民意見等提出手続、いわゆるパブリックコメントを実施いたします。その後、適宜、各委員の皆様にも意見聴取なども行いながら、第4回の会議におきまして決定した計画を報告するという流れで考えてございます。</p> <p>また、主な議題の(3)にあります幼児教育・保育無償化につきましては、この無償化は10月からの実施を予定しておりますので、この実施に向けた区の対応等を第2回の会議で報告させていただきます。これに先立ちまして、本日、第1回目は、議題の(4)で無償化の概要について説明をさせていただきます。</p> <p>続いて、(4)の教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定につきましては、これまで同様に年明けの第4回の会議で翌年度4月の教育・保育施設の利用定員の設定について報告、意見聴取をさせていただくこととなります。本日、第1回につきましては、議題の(5)のところで平成31年4月現在の状況についてご説明をさせていただきたいと考えております。</p> <p>スケジュールの概要は以上となります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>資料4をもとにご説明いただきました。皆様からのご意見、ご質問がございましたらどうぞ挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。</p> <p>無いようですので、本件につきましては、了承することとし、このスケジュールに基づき、会議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議題の(2)に入ります。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>続きまして、議題の(2)「『杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査』の結果について」に移らせていただきます。</p> <p>資料5と水色の冊子をご用意ください。</p> <p>まず、1の「調査の目的」でございますが、子ども・子育て支援法に規定されている子ども・子育て支援事業計画の策定に係る検討に当たり必要といたします、地域の子育てに関するニーズ及び利用状況の調査、現状の分析及び課題の整理並びに、必要となる資料の作成を行うことを目的として、この調査を実施したものでございます。</p> <p>2に「調査の概要」を記載してございますが、こちらについては資料に記載のとおりでございます。</p> <p>次に、3「調査に当たっての工夫・改善点」ですが、昨年度の調査の実施に当たりましては、本会議の委員の皆様からもご意見をいただき、見直しを図ってまいりました。その調査の結果の集計に当たりましては、各設間に対する単純集計に加えて、家族構成や居住地域、子どもの年齢等によるクロス集計を行うことで、より詳細な状況把握に努めました。このことにつきまして、何点か冊子を使いながらご説明をさせていただきます。</p> <p>青色の冊子をご用意いただきまして、7ページからが就学前児の調査結果となっております、まず、15ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、「子育てをする上での心配や悩み」があったかという設問となっております。55.8%の方が心配などがあったと回答をしております。この設問を家族構成別にクロス集計したものが下にございます図表2-4の部分になります。その結果、家族構成で見ますと、心配などがあったと回答した方につきましては、ひとり親世帯の方が他の世帯</p> |

と比べまして高くなっているということがわかってまいります。

また、18 ページをご覧ください。

18 ページでは、今の設問に関連しまして、子育てに関して気軽に相談できる相手がいるかないかという設問ですが、これを家族構成別に集計したものとなっております。先ほど心配などがあったと回答した方が多かったひとり親世帯ですけれども、この設問でいきますと、相談できる相手がいないと回答している方についても、ひとり親世帯は高くなっています。

続いて、33 ページをご覧ください。

こちらは、「定期的に利用している施設・事業」についての設問となっております。認可保育所が 53.6%、幼稚園が 28.9%利用されている結果となっております。この結果をお子さんの年齢別に見るとどうなるかというのが、34 ページとなります。

年齢で見ますと、0 歳では定期的に施設は利用していないという方が約 70%、認可保育所を利用している方が 21%となっております。0 歳から 2 歳にかけて、年齢が上がるにつれまして認可保育所等を利用されている割合が高くなってまいります。また、3 歳以上になりますと、認可保育所等と幼稚園の利用が 3 割ないし 4 割というふうに変わってくる場所が見えます。

続いて、40 ページ以降が不定期の一時預かり事業に関する設問になっており、42 ページをご覧ください。

ここでは、不定期の一時預かり事業について、どのような目的で利用されましたかという設問になっており、買い物や習い事等の私用やリフレッシュ目的で使った方が 55.1%、冠婚葬祭や学校行事、一時的な通院等で利用された方が 38.5%となっております。

この結果を利用頻度で見るとどうなるかというところが隣の 43 ページになりまして、利用の多かった 2 項目については 6 割前後の方が年に 4 日以内という短い期間での利用になっているというものです。また、4 つ目の不定期の就労で見ますと、4 割以上の方が年 10 回以上使うということで、やはり不定期就労の目的での一時預かりは多くの日数を利用されています。

また、48 ページからは一時預かり事業を利用した施設の実施場所等についての集計となっております。48 ページは町名ごとに見ておりますが、49 ページでは 7 つの地域に分けた結果としております。これによりまして、高井戸地域、阿佐谷地域、荻窪地域については一時預かり事業を利用される方の割合が高くなっているという結果になります。

さらにめくっていただきまして、52 ページ、今度は利用していない方に、利用しなかった理由を聞いている設問になるんですけども、これによりまして、「利用したいが、近くに利用できる施設・事業がない」と回答される方については、高円寺地域や方南・和泉地域で多くなっているという結果となっております。一例ではございますが、こういった結果を踏まえまして、一時預かり事業はどの地域でこういった整備をする必要があるか考えていくこととなります。

また、飛びまして、67 ページをご覧ください。

こちらでは、「杉並区の子育てのしやすさ」について尋ねた質問となっております。杉並区は子育てしやすいまちだと思ふ、どちらかといえばそう思うと回答された方を合わせますと 80.0%となっております。前回の平成 29 年度調査でも同じ設問をしておりまして、そこと比

| | |
|---------|--|
| | <p>較すると、7.1ポイント増加をしております。</p> <p>また、次の68ページでは「杉並区での子育ての継続意向」についてお尋ねしており、92.7%の方がずっと杉並区で子育てをしていきたい、または当面の間はと回答され、こちらも前回調査に比ばまして5.0ポイント増加した結果となっております。</p> <p>続いて、75ページ以降が小学生を対象とした調査の結果となります。95ページをご覧ください。</p> <p>95ページでは放課後の過ごし方の設問となっております、次の96ページで学年別に見た過ごし方をまとめております。これによりますと、小学1年生では学童クラブや児童館の割合が他の学年よりも高くなっており、学年が上がるにつれまして習い事や塾、自宅で家族と過ごす、自宅で一人で過ごすといった割合が高くなる傾向にございます。</p> <p>また、107ページと108ページでは、先ほどと同様に子育てのしやすさと子育ての継続意向を聞いており、こちらにつきましてもいずれも前回調査を上回る結果となっております。</p> <p>冊子を使つての説明は以上といたしまして、資料5にもう一度お戻りください。</p> <p>資料5の3の3つ目の「○」になりますけれども、子育て環境や支援に関する自由意見につきましては、就学前では1,933人の方から2,452件、小学生では1,376人の方から1,713件の回答をいただきました。こちらの回答につきまして、教育・保育施設に関する様々なニーズや、病児保育、不定期の預かり事業など内容別に分類をして集計してございますので、後ほどご覧ください。</p> <p>最後に、4の回収結果でございますが、就学前では62.04%、小学生では60.27%の回収となりまして、前回調査よりも多くの回答を得ることができました。今後の第2期の計画の策定に当たりましては、こういった調査の結果で把握した内容などを踏まえながら計画を策定してまいります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。多岐にわたる部分をページを示しながらご説明いただきました。</p> <p>委員の皆様方の質問、ご意見がございましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。どのように読めばいいかとか、どういう調査の目的があったのかということなども改めて伺いながらのことで、今日結果を報告していただいたということになりますけれども、率直なご意見でも結構ですので、よろしく申し上げます。</p> |
| 委員 | <p>私、このアンケートに答えさせていただいた保護者でもあるんですが、これは一般の保護者も見ることができる資料ですか。配布はされますか。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>こちらの資料につきましては、まず区のホームページにも全文載せてございます。あと、図書館などにも冊子を置いてございます。</p> |
| 委員 | <p>毎年1回やっていらっしゃるんですか。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>計画を策定するタイミングで実施しておりまして、直近では前回平成29年度にやり、そして今回となります。</p> |
| 会長 | <p>そのほかの委員の方、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>一時保育はうちだけではなく、10カ所あるひととき保育で実施しており、利用が少し下がっております。それはきっと保育園をいっぱいつく</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>っていただけて、ひととき保育は保育園、幼稚園に入っていない方のご利用なので、その分ちょっと稼働率は下がっていますけれども、個々の必要な方にとっては入りやすくなった、利用しやすくなったということで、こちら利用が少なくなった分、丁寧に見ております。</p> |
| 会長 | <p>アンケート調査の結果自体、有効回収率自体もそうなのですが、前回よりも本当に伸びていまして、60何%になるということは本当に信じられないぐらいの結果ですよ。加えて内容的に、このまちに住みたいかということについても、かなりの方々がこのまま続けたいということで、今までの政策やいろんなことで打ち出してきたことが保護者の皆様方のご意見として結果にあらわれたのかなと思って、うれしく思いました。</p> <p>どうしてこんなに回収率がいいのだろうかというぐらいに思うんですけども、届いた方たちお一人お一人が、このことで回答しようと思ってくださった結果なのかなと思って、ありがたく感じております。回答率が多いということは、それだけ意見の反映として受けとめられるということでもありますので、ありがたいことですよ。また、皆様方がこの資料をご覧になって、ご意見を言っていただけということがございましたら、中身をつくることに関してもよりよいことでまとまってくるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>保護者としてアンケートに気軽に答えてみて、こういった結果になっているという告知が余り情報として流れていないので、周知活動をもうちよとしていただけたほうがいいんじゃないかと思います。こんなすばらしい内容になっているというのは大事なことだと思うんですよ。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>会長もおっしゃられたように、本当に多くの方からご回答をいただいておりますし、多くの方に見ていただかなければせっかくのアンケート結果ももったいない部分もありますので、どういうふうにしたら伝わりやすいかも含めて検討させていただいて、周知に努めてまいりたいと考えてございます。</p> |
| 会長 | <p>ホームページにはこういう結果が出ましたとか、それを開示しますとかいうことはまだ出ていないということですか。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>調査結果については、本日初めて公表させていただいております。この後順次、ホームページ等でも公表してまいります。</p> |
| 子ども家庭部長 | <p>例えばこういう調査結果の公表も、ややもすると、ただホームページの区政資料というところに格納するだけで、これだと余り意味がないというご意見だと思いますので、例えばホームページのトップページの「お知らせ」に、「こういった結果がまとまりましたので、ぜひご覧ください」というメッセージを添えるように考えていきたいと思っております。</p> <p>それと、今回、回収率が上がったことについては、調査内容の検討に当たり、委員の皆さんからご意見をいただき、前回の調査よりも設問を凝縮して、より回答しやすく工夫したという経過もあります。今後も、この会議で様々意見をいただいたことを1つずつ踏まえて、いろいろ工夫・改善していきたいと思っております。</p> |
| 委員 | <p>産前にこういった相談ができるとか、そういったことがもっとわかっていると心強く子育てができると思えました。アンケートの結果の掲示方法を先ほどおっしゃっていたんですけども、各児童館や、一時預かりですとか、そういったところで、こういう資料になる前のお母様方の声だったり、こういう統計結果がそれぞれのところに届けられて、利用する前に拝見できるともっと充実できるかなと思えました。</p> |

| | |
|---------|---|
| | 産前、私は介護を経験しているんですけども、産前・産後ヘルパーさんが、区内在住ですと、母に支援してもらわなくても利用できないとか、そういったことがあったんですね。なので、その辺が連動できていたらいいかなと思いました。 |
| 委員 | 仕事でいろいろ外国の方とかかわる機会とか、一緒に保育園に行くときに外国の方と話をしながらということが多いんですが、クロス集計の中で国籍のところがあるともう少しおもしろい数字が見えたりするかなと思いました。 |
| 会長 | そのほか、ご意見はございますか。 |
| 委員 | 52 ページの「不定期の預かり事業を利用していない理由」のところで説明いただいた、利用したいが、近くに利用できる施設がないというところが高円寺地域と方南・和泉地域がちょっと多いということで、この地域がそういう施設が少ないという読み方をされていたので、ポイント的にほかのが6で、こっちが12 ぐらいだというふうに読むんだなという感じがしたんです。 それと、隣にあります「利用したいが、子ども本人の病気や障害のために利用できない」。障害者団体なのでここを見させていただこうと思うんですが、この意見が1に満たない感じになっているんですけども、世の中的に100人に1人ぐらい障害者がいらっしゃるかどうかが、無作為に選んだ中で100人に1人ぐらいいらっしゃるかどうかというふうに考えると、その人たちがみんな入れている感じかなとも読めるかなと思っております。この資料の読み方がよくわからないので、教えていただきながら考えていきたいと思っております。 |
| 子育て支援課長 | 「本人の病気や障害のために利用できない」と回答された方の割合については、1に満たない数値となっています。サービスの必要性については、この数値のみを見て判断するのではなく、どのような方を対象に、どのようなサービスを提供していったら良いかを検討する際に、こういった数値も参考にし、活用していきたいと考えております。 |
| 保育課長 | 保育課長から少し補足させていただきます。先ほど子ども本人の病気や障害のために利用できないというのが大体1%ぐらいという数字をどう見るかというお話がございました。正直、現場の感覚で言いますと、やはり障害のあるお子様を保育園などで預かってほしいというご希望が増えてきているのは実感しています。それから、以前に比べて重ための障害をお持ちの方が増えているというのも実際感じています。 そういう中で、区としても障害児指定園という形の園を来年度6園増やしていく計画にありますし、これは民間のほうですけども、障害児保育園ヘレンといった施設でお受けするとか、そういったことで様々な取組を進めているところです。実際、障害児に関して言えばまだ十分に対応できていると言うことは難しいと思っておりますけれども、区立保育園では受け入れ拡大に向けて努力してまいりたいと考えております。 |
| 会長 | この52 ページは不定期の預かり事業のことなんですけれども、今お答えいただいたのは定期的な利用のほうのお子さんのことですね。 |
| 保育課長 | はい。 |
| 会長 | ありがとうございます。 |
| 委員 | 保育事業者で小学生以上のことがよくわからないんですが、学童クラブの利用者数のアンケート数が552 ですね。この学童クラブというのは、私立の学校に行っているお子さんは利用できるんですか。 |

| | |
|---------|---|
| 児童青少年課長 | 学童クラブの入会につきましては、杉並区在住、または杉並区の学校に通っている子のほか、私立の学校に行かれている子どもにつきましても入会可能でございます。 |
| 会長 | 保護者の方がご希望を出して、それで認められるかということですね。 |
| 児童青少年課長 | 就労等の条件がございますので、満たす方につきましては、公立、私立学校の方でも、小学生であれば学童クラブの入会は可能でございます。 |
| 会長 | <p>ありがとうございました。よろしいでしょうか。</p> <p>では、この調査報告書などを踏まえて、第2期子ども・子育て支援計画の策定に向けて本会議として参考にしていきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>次の議題に進めさせていただきます。</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（平成30年度分）の進め方等について」、ご説明をお願いいたします。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>では、資料6に沿いましてお話をさせていただきます。初めに、1の「子ども・子育て支援事業計画策定の経緯」というところに参ります。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画については、この赤っぽい冊子、これが子ども・子育て支援事業計画になってございます。こちらの経緯でございますけれども、国は平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定いたしまして、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から本格実施することといたしました。この新制度では、子ども・子育てを取り巻く環境の変化を踏まえまして、区市町村を実施主体として、幼稚園や保育施設のみならず、地域のニーズに応じた総合的な子ども・子育て支援の拡充を計画的に進めることといたしました。</p> <p>これを受けまして、本区では、平成27年度に最初の子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成29年度には、本日お配りしました平成30・31年度の2カ年の計画を改定したところでございます。</p> <p>別添資料として、昨年度の点検・評価の結果をお配りしてございます。こちらを参考にご覧いただきたいと思っております。</p> <p>まず、「点検・評価の目的」でございますが、当計画の着実な推進を図るために、本会議の意見をお聞きしまして、毎年度における計画の進捗状況を点検・評価いたしまして、必要な措置を講じるために実施しているものでございます。</p> <p>対象事業につきましては、そちらの2番に記載がありますとおり、国により定められております就学前の教育・保育で2事業、地域の子ども・子育て支援事業につきましては11事業となっております。</p> <p>この別添資料を1枚おめくりいただきまして、1ページを使用しまして、点検・評価の方法についてご説明をいたします。</p> <p>まず、(1)のところに各事業の概要を記載しまして、その上で、(2)には対象年度、ここで言いますと、太い黒線で囲まれています平成30年度の部分になりますが、対象年度に必要とされる需要量に当たる量の見込みと、この需要に対する供給量に当たる確保量の計画値と実績値をお示ししております。この計画値については、先ほどの計画の中で幾つと定めておりまして、それに対して実績がどうであったかというところをお示ししているものでございます。</p> <p>これに加えまして、(3)、(4)のところになりますが、この対象年度にどのような取組を行って、それに対してどのような実績や課題があった</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>のか。さらに、「今後の見通しと対応の方向性」をまとめまして記載をさせていただきます。</p> <p>また、隣のページになりますが、必要に応じまして、点検・評価で引用した統計の数値なども参考資料として記載をさせていただきます。</p> <p>お配りしているのは昨年度のものになりますが、今年度につきましても昨年度と同様の考えによりまして、平成 27～30 年度の状況をお示ししまして、平成 30 年度分の点検・評価の総括をしまいたいと思います。</p> <p>資料 6 にもう一度お戻りいただきまして、4 の「今後のスケジュール」でございます。</p> <p>7 月よりこの評価票の作成・分析等を開始いたしまして、10 月に行います第 3 回の会議の中で、でき上がりました資料をお示しいたしまして意見聴取を行います。その後、いただきましたご意見等を踏まえまして、必要な修正等を行った上で確定し、11 月を目途に区のホームページ上で公表していく予定でございます。</p> <p>今年度の進め方につきましては以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ご説明いただきました。皆様からのご質問、ご意見がございましたらどうぞ挙手をお願いいたします。</p> <p>なかなか難しいかもしれませんが、27 年度からの 5 年計画の中で中間年の見直しをして、今、31 年度ですよね。30・31 年度の 2 カ年をまた見通してということで、それを見合わせた上でその後のことを決めていくということになりますので、29 年度分の内容について、それから事業計画のほうを見ていただきながらということになるかと思えます。</p> <p>何か素朴な疑問でも、これはどういうことですかということでもよろしいので。初めての委員の方々がおられますので、もし疑問点とかございましたら挙手していただければありがたいです。</p> |
| 委員 | <p>資料 6 の「今後のスケジュール（予定）」について質問なんですけれども、令和元年 11 月に区ホームページで公表とあります。先ほどほかの委員の方からもありましたけれども、やっぱり発信力が今後テーマだと思うんですね。私としてはホームページだけではなくて、SNS などの利用も考えてみたらどうかという思いがあります。以上です。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>先ほどとも関連しますが、周知、発信力という部分で、どういった方法で行うことが周知につながるかということについては、今のご意見も参考に、いろんな工夫をしながら伝わるようにしてまいりたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>そのほかございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、点検・評価につきましては、昨年度の結果を踏まえて今年度分の点検・評価を進めていきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>では、次の議題に移りたいと思えます。</p> <p>議題の(4)「幼児教育・保育無償化について」です。ご説明をお願いいたします。</p> |
| 保育課長 | <p>それでは、資料 7 に基づきまして、幼児教育・保育無償化についての話をさせていただきます。</p> <p>先ほど今年度の予定を子育て支援課長から話させていただきましたけれども、次回子ども・子育て会議のときに、区としてこの幼児教育・保育無償化にどのように取り組むかということについてはお話をさせていただきますたいと思えます。今、区では内部で検討中でございますので、</p> |

本日は、幼児教育・保育無償化につきましてはいろいろマスコミ等で報道されているかとは思いますが、改めて国が今回どういったスキームでこれをやろうとしているかという概要をお話しさせていただきたいと思っております。

資料7のほか、詳しくは表裏の参考資料がついておりますので、後ほどご覧いただければと思います。本日は資料7に基づいて説明させていただきます。

この無償化につきましては、令和元年10月1日、今年の10月から施行ということになっています。対象者、対象範囲等がございますけれども、幼稚園、保育園、認定こども園等となっておりますが、ここで言っている幼稚園というのは、いわゆる子ども・子育て支援の新制度に移行している幼稚園という意味です。これにつきましては、原則、小学校就学前の3年間を無償化ということになっております。0歳から2歳に関しては非課税世帯のみが無償化ということになります。

ただ、ここでちょっと注意が必要なのは、幼稚園と保育所では違いまして、保育所については3歳児から無償化なので、いわゆる3歳児クラスに上がったときから無償化なんです。幼稚園のほうは満3歳になった月から無償化ということになりますので、そこに微妙な違いがございます。

そして、先ほど新制度に移行した幼稚園と申し上げましたけれども、新制度に移行していない幼稚園はどうかということ、そこに書いてございますように、月額上限2万5,700円という範囲で無償にすることとされています。

それから、保育園の給食における食材料費等につきましては、国は保護者の実費負担とするよう求めております。ただし、これについて後ほどまた触れますが、現在どういうふうにするかを、区で検討しているところでございます。

それから、幼稚園の預かり保育ですけれども、保育の必要性の認定を受けている場合、利用実態に応じて月額1万1,300円までの範囲で無償化となっております。

それから、認可外の保育施設等について、国は、保育の必要性の認定を受けている場合には認可保育所における保育料の全国平均額である月額3万7,000円までの利用料を無償化としています。いわゆる都道府県の指導監督基準を満たしている認可外保育施設と満たしていない認可外保育施設があるんですが、満たしていない認可外保育施設であっても、経過措置として5年間は無償の対象にするというのが今回の国の考え方です。ただし、これについてはいろいろ批判もありましたので、各自治体はその地域の実情によって条例で制限することもできるというふうにされています。

それから、一時預かり事業あるいは病児保育、ファミリーサポートセンター、こういった事業につきましては、上限額の範囲内において複数サービス利用もすることが可能になっています。幼稚園あるいは認可外保育施設をご利用の場合は、それらのサービスと重複してこちらを利用できるという形になっております。あと、障害児の児童発達支援、いわゆる療育型のサービスですけれども、こちらについても今回は無償の対象に加えられております。

この幼児教育・保育の無償化につきましては、いろいろ実際にやっていく上では課題があるわけですが、特にその中で、先ほど申し上げ

| | |
|------|--|
| | <p>げたように国が実費徴収を求めている食材費等の扱いをどうするかというところと、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設につきまして、これらも無償化の対象として国が言っているように経過措置期間を認めるのか、あるいは条例で制限していくのか、このところが非常に大きなポイントになるのかなと思っておりまして、こちらについては今内部で検討させていただいています。</p> <p>それから、幼児教育・保育の無償化の財源につきましては、消費税増税による分を当てると言っております。それで、この負担なんですけれども、基本的には今年度、いわゆる無償化初年度につきましては、国は全て自分で面倒を見るというふうに言っております。来年度以降につきましては、民間の保育施設に関しましては、従来の運営費の公定価格の割合と同じように国2分の1、都4分の1、区4分の1でこの保育料無償分を見ることになっておりますが、公立施設につきましては各自自治体が全て見るという枠組みになっております。</p> <p>無償化については以上でございます。</p> |
| 会長 | ありがとうございます。ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。 |
| 委員 | <p>内部で検討中ということでありましたので、今ご説明いただいたような、特に食材料費の実費負担の件、あと何よりも今回のことは、本当に今のタイミングで無償化、各自自治体に大きな負担がかかる無償化をしなければいけないのかなと率直なところ思いましたし、すごく戸惑いました。特に国基準も満たさない認可外保育園、今、死亡事故も練馬ですとか、板橋とかでも聞きますし、実際の当事者のお母さんからお話を聞く機会もありましたので、そういうことも含めましていろいろと懸案事項があるなと思います。</p> <p>やはり保育園の立場からしますと、給食というのは設置義務が保育所にはあるものですし、保育指針の中では食育がかなり大きく計画としても求められています。私どももやはり給食と保育は一体で、毎日朝、「今日お手伝いはありませんか」と子どもたちが給食室に訪ねてきて、野菜の皮むきですとか、調理の様子を見に行ったり、そのこと自体が保育だと思っておりますので、ここで実費徴収になりますと、保育と給食が分断されるのではないかという懸念も感じています。</p> <p>あと、保育料の中に食材料費が入っていると国のほうも言っているかと思うんですけれども、今までは応能負担で所得に応じてだったのが、今度、実費負担になりますと、所得に関係なく一律ということで、やはり負担が保護者にかかるのではないかという心配もしています。私立保育園連盟のほうでまとめた意見としてはまだお出ししていないんですけれども、やはり各園長はいろいろと心配しておりますので、この場をおかりしましてご意見をさせていただきました。</p> |
| 保育課長 | <p>ありがとうございます。幾つかご意見をいただいたのですが、まず、この幼児教育・保育無償化を今なすべきことなのかというご意見があったかと思えます。杉並区は国のほうに再三要望させていただいております。幼児教育・保育無償化よりも待機児童の解消ですとか、保育士の確保ですとか、優先してやるべきことがあるのではないかと国のほうには伝えさせていただいておりますけれども、実際には10月から施行という状況になっているところでございます。</p> <p>それから、食材費の問題につきましては、今もご指摘がありましたけれども、給食の位置づけということのほか、仮に実費負担にした場合は、</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>例えば低所得者のところを除外していくというようなことも必要になってくると思いますので、そういったことをどうしていくのかということ。それから、おっしゃられたように、今までは保育料の中に含まれているという考え方でしたけれども、今後、この実費徴収という形については区による代理徴収が認められないことになっていますので、各施設のほうで取っていただくこととなります。それもかなりの事務負担になるということもありますので、そういったことを総合的に考えて判断させていただきたいと思っています。</p> <p>それと、保育の質の問題につきましては、認可外まで今回国が入れているということは、待機児童がなかなか解消されない中でやむを得ず認可外に行っている人が有料になってしまうことに対する批判がかなり強かったことからとは思っておりますけれども、杉並区の場合は皆様方のご協力のおかげで、2年連続して待機児童ゼロも達成できている状況もありますので、そういった点からはやはり保育の質の観点から考えていきたいと思っております。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。この件につきましては杉並区のほうで検討して下さるということですので、次回の会議のときよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次の議題に移ってよろしいでしょうか。</p> <p>では、次の議題ですね。「保育待機児童ゼロの取組について」ということで、ご説明をお願いいたします。</p> |
| 保育課長 | <p>続きまして、保育課長から説明させていただきます。資料8の広報すぎなみ4月15日号の資料に基づいて説明させていただきます。</p> <p>杉並区は幸いなことに、2年連続で保育待機児童ゼロを実現することができました。これは、1つにはこの間、認可保育所の整備を非常に精力的に進めてきたことが最大の要因であると捉えております。この資料の真ん中から右のほうに「認可保育所入所決定率」というグラフが出ていますかと思いますが、今年の4月時点では85.1%の方が認可の申し込みをされた中で入所が決定するという状況になりました。ただ、逆に言えば、まだ15%の方は認可に入れていないという状況がありますので、引き続き認可保育所の整備は進めてまいります。ただ、各地区の保育の需要、歳児別の需要をよく見きわめて、今までのように全区的につくるということではなくて、その辺はしっかり地区の需要を見ながら対応していきたいと考えています。</p> <p>あわせて、認証保育所がこれだけできてきたことによって、逆に認可保育所に行かれなかった方の受け皿としての役割という意味での認可外保育所の役割がどうしても低下してきています。定員充足率も下がっているというところがございますので、引き続き認証保育所などの認可外保育施設の認可への移行を支援してまいりたいと考えておりますし、区がこれまで独自にやってきた保育室などについては段階的に廃止していくような考えで今後とも進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、これだけ保育施設が増えてくる中で、施設の整備に加えて、これまでも取り組んできております保育の質の確保という点が非常に重要になりますので、こちらの資料で言いますと、「31年度以降の主な取り組み」の2つ目のところに、「保育の質の確保に向けた取り組みの推進」ということで、1つはこれまでもやってきている巡回訪問・助言について、さらにこの体制を強化・拡充して今年度も取り組んでおります。</p> <p>それから、来年4月に区立保育園7カ所を中核園に指定しまして、こ</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>これは地域の保育施設間の連携・情報共有の促進等を図るということで、今、杉並区は7地域ございますが、まずそこにそれぞれ1園指定しまして、保育施設の横のつながりを強化して行って、日ごろの保育活動の中で保育をお互いに高め合っていくという取組です。これは、認可とか、地域型の小規模等の事業所だけではなくて、この取組には企業主導型事業所だとか、あるいはベビーホテルといったような保育施設もその対象に入れて支援していきたいと考えています。この中核園はとりあえずまず1園指定しますけれども、この取組を2年程度検証した上で、さらにその指定拡大に向けて別途検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、先ほどちょっとご質問があったので触れましたけれども、もう一方で障害児の保育ニーズが非常に増えている中で、「障害児保育の拡充」を目指していきたいということで、先ほど指定園を増やすということもお話ししましたが、あと、今年度から区役所本庁の保育課内に看護師を配置するようにしまして、いわゆる入園相談等にもより一層きめ細やかに応じられるようにしているところでございます。私からは以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。今までの取組と今後のことを含めてのお話をいただきました。ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。</p> <p>待機児の対策は、なかなか大変な問題だったのがよくここまでできたのだなということを改めて思っておりますが、特に質問・意見が無ければ、今後の取組のことを含めて、この資料をまた読んでいただいてということで進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>次に進めてよろしいでしょうか。</p> <p>では、議題の(6)「児童福祉法の改正（学童クラブ関係）に伴う区の対応について」、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>児童青少年課長</p> | <p>私から、議題の(6)の「児童福祉法の改正（学童クラブ関係）」についてご報告申し上げます。</p> <p>お手元にあります資料9をご覧くださいと思います。</p> <p>このたび「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法の一部が改正されましたので、区の対応についてご説明いたします。</p> <p>1、「児童福祉法改正の趣旨及び内容」でございますが、区市町村は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づきまして、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなっております。これまで区市町村がこの条例を定めるに当たっては、学童クラブに従事する者及びその人数は厚生労働省令に従い定めるものとし、その他の事項については同省令を参酌するものとされております。</p> <p>今般の法改正では、区市町村がその地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、学童クラブに従事する者及びその人数についても同省令を参酌すべき基準となりました。</p> <p>「※1」にありますけれども、参酌すべき基準とは、国が定める基準と異なる内容を定めることができるものであり、従うべき基準とは、区市町村が定める条例の内容は国が定める基準に必ず適合しなければならないものでございます。</p> <p>2番、「区の対応」といたしましては、引き続き学童クラブの安全・安心かつ円滑な運営を図る観点から、今般の法改正に基づく条例改正は行わず、学童クラブに従事する者及びその人数は現行どおりとするとい</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>う考えにございます。なお、現行の基準につきましては、別紙、参考資料2を後ほどご確認いただければと存じます。</p> <p>私からは以上になります。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。ご意見、ご質問がございましたらどうぞ挙手をお願いいたします。</p> <p>一応参考資料のところを簡単にかいつまんで言っていたいたほうが、大変細かくなっていますので、杉並区の現状としてはどうかということを書いていただくと大変ありがたいんですが。</p> |
| 子ども家庭部長 | <p>参考資料2の第11条第2項では、国はこれまで職員として働ける資格について、この(1)から(9)までの要件を満たしていなければいけませんよという従うべき基準、それに適合する条例の内容じゃなきゃいけないとしていました。今後は参酌すべき基準に改めるということになりましたから、この(1)から(9)の資格要件によらなくてもいいということになったものです。</p> <p>また、第3項では、「支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」とあります。その支援の単位については、4項の3行目、「おおむね40人以下とする」とあります。すなわち、おおむね40人に対して職員を2人配置しなさいと言っているわけですね。今までは従うべき基準ですから、この人数はきちんと守って配置しなきゃいけなかったのが、参酌すべき基準に改められたため、2人ではなく、1人でもいいですよということになるわけですね。</p> <p>そうなってくると、先ほど課長が説明した資料9の「区への対応」に記載したとおり、学童クラブの安全・安心、そして円滑な運営という、ちょっと行政用語になっていますけれども、要は今までのところで当面進めていくことが子どもの育成環境としては妥当だというふうに区は判断して、この法改正に基づく条例改正はやりませんといった考え方を本日ご説明をして、委員の皆様からご意見をいただくものでございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。ご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>そういうことだったんですねということで、ほっと胸をなでおろすような気持ちです。この状態で、40人に2人という体制の中で進めていただく方針ですよというご回答だったと思います。よかったなという気持ちがあるかなと思いますので、その件はよろしいでしょうか。何かご意見がございましたらどうぞ。</p> |
| 委員 | <p>改正で参酌するものとなった理由といたしますか、なぜそういうふうに改正したいと上のほうが言われてきたのかというのが知りたいところです。</p> |
| 児童青少年課長 | <p>このたび法改正に至った背景でございますけれども、地方等がかなり保育が増えている関係もございまして、引き続き形で全国的に学童クラブの需要が非常に増えています。また、地方でも同じ状態が続いているところでございます。この間、学童クラブを整備するに当たって、地域では人を集めるとか、逆に小規模の40人以下のところであっても何名置かなくちゃいけないという縛りがあると、そういったところに十分対応ができないという地方からの声等もございまして、地域の実情に応じた形で基準を少し参酌すべきものに変ったということがございます。</p> |
| 子ども家庭部長 | <p>先ほどご説明した参考資料2の第11条第5項の2行目にただし書きがありまして、ただし、利用者が20人未満の学童クラブであって、支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある云々と書いてありますよね。実は地方は都市部と違って、学童クラブの需要が増加</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>傾向にあるというよりは、むしろ学童クラブが小規模化していて、この第5項で言っている20人未満のところが多くなっているとのことです。そういった地方では、今は従うべき基準ですからこの基準ののっとってやっているんですけども、実情からすると、1人でも十分できるという地域からの意見がこの法改正の背景にあるというふうに承知しています。</p> |
| 会長 | <p>よろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>ありがとうございます。その人数のことについてはだいぶわかりました。あと、マイナスイメージだけではなくて、改正で参酌することになったので、人数は逆に増やせるとか、こういう資格がなくても地域で活躍されている方とか、そういう方も入れるというふうになるのだったらいいなと思っています。</p> |
| 児童青少年課長 | <p>今ご質問があったように、参酌すべき基準でございますので、区市町村の実情に応じて資格が一定の基準がなくてもできるとか、または人数に対しても、例えば50人に対して何人とすることも、参酌すべき基準です。可能ではございますけれども、先ほど来申し上げたように、この間、学童クラブの安全・安心かつ円滑な運営を図る観点から、当面は人数の規模等につきましてもきちっとこの範囲の中で見ていきたいなど。また、資格につきましても研修というものがございますので、当面は今までの中でやっていきたいと区としては考えているところでございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。杉並区については従来どおりの人数比で進めていくことで了承いただいたということですのでよろしいですか。</p> <p>では、次の議題に移らせていただきます。議題(7)「母子保健・子育て支援サービスについて」及び議題(8)「児童虐待対策の充実・強化等について」ということでの説明をお願いいたします。</p> |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>子ども家庭支援担当課長の笠からご説明させていただきます。</p> <p>資料は、席上のカラー刷りの冊子とA3の用紙、資料10になります。はじめに、広報すぎなみ3月1日号の区長からのメッセージ「児童虐待」に関連する記事についてなどをご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>まず、先ほど委員から、妊娠中から少しでも早く様々な情報を伝えることや、情報を届ける中で様々なご要望等を聞かせていただいたり、やり取りしていくことが大切であるのではないかといったお話をいただいたかと思いますが、それはとても大切なことだと考えております。</p> <p>区の取組としては、このA3の紙になりますけれども、これは母子保健・子育て支援サービスや相談窓口をわかりやすくまとめたものです。一番左の上のところのスタートライン、「ゆりかご面接」とあります。これは、母子健康手帳の交付の際、今、助産師、保健師といった専門職が、第一子にかかわらず、すべての妊婦さんとお会いして、ゆりかごプランといって、妊娠中にどんなふうに過ごされるのか、こんなサービスを使ったほうがいいのか、安心して出産、育児ができるようプランづくりからスタートしております。その中で、先ほどお話があった産前・産後のヘルパー事業ですとか、里帰りされる方であればどういったことを注意していけばいいのかですとか、家庭の状況に応じて、対応をさせていただいているところです。そして、新しいところですが、今年度から新生児聴覚検査の一部費用助成があります。</p> |

そして、今改めてこの資料を見ると、今日いらしていただいている皆さんが、この中の様々な事業に関わっていただいていますし、行政だけではなく、地域の皆様、関係機関、団体の皆様等の支えがあって、みんなで子育てを支えているということに、改めて感謝申し上げます。

こちらの「子育て便利帳」は、今まで「赤ちゃんがやってきた」というふう副題も表紙にあって、母子健康手帳の交付時だけに配布していたものでございます。後でご説明させていただきますが、3月からは学齢期の内容なども入れまして、区に転入した未就学児童のいる子育て世帯にお配りするように工夫しているところでございます。

今日は余り時間がないので細かくはお話しできませんが、子育て便利帳には、先ほどの支援サービスの内容が細かく書いてございます。予防接種や健診等の案内などについて説明がしてございます。

また、保健センターの中に子どもセンターがありまして、そちらでいろいろなサービスの利用のための情報提供・相談をしておりますので、ご利用いただければと考えております。

次に、資料 10 のほうの児童虐待対策についてお話をさせていただきます。

皆さんご存じのように、昨年3月、目黒区で児童虐待の痛ましい死亡事件がございました。その家庭は、転入して間もなく、就園先もなく、区の保健福祉サービスに何も繋がっていなかったということから、杉並区では未就園児で保健福祉サービスを使っていない方についての状況の確認をさせていただきました。

その対象となった215名のうち、108名は住民票はありましたが、海外に行っていたりした方でした。その他、目視による確認をさせていただいた107人の中には、区外の保育園、幼稚園、インターナショナルスクールなどに行っていたりの方などで、一人ひとりの状況を聞かせていただきまして、全数の安全確認をいたしました。

その中には、転入してきて区のサービスがわからなかったり、保育園の情報が欲しいとか、発達のことや育児のことで相談を希望する方もいらっしゃったこともございまして、区に転入した未就学児童のいる子育て世帯に、広報すぎなみに写真がございまして、各種子育てに関するパンフレットや資料等が入っている「子育て支援情報バッグ」を転入の届出のときにお渡ししています。区のメッセージとしては、「地域とつながりを持って子育てを楽しんでいただきたい、そして、何か困っていることがあれば、区の相談窓口やサービスにつながっていただきたい」という思いを込めているところでございます。これについては、転入の多い3月から配布を開始しております。

また、先ほどの家庭訪問ですけれども、今年度からは、「子育てよりそい訪問」、子育てに少しでも寄り添っていきたいという思いで、通称名を「ハロー！なみすけ訪問」として、なみすけがお子さんに会いに来たよというメッセージを込めて開始する予定でございます。

また、児童虐待の対応等を行っております子ども家庭支援センターにつきましても、区内3か所に地域型の子ども家庭支援センターを開設する計画にすることを決めておりまして、今年4月に高円寺に開設しております。最近の報道等で、「48時間ルール」ということを耳にすることがあると思いますが、杉並区でも虐待通告を子ども家庭支援センターと児童相談所が受理した際には、同じように、48時間以内にお

| | |
|----|---|
| | <p>子さんの安全の確認を行うとともに、少しでも子育てに困っていらっしゃるようであれば支援につなげていけるように対応させていただいております。そういった意味でも、身近な地域に子ども家庭支援センターを開設することで、より迅速な対応につながると考えております。</p> <p>そして、子ども家庭支援センターの支援担当の常勤職員は、平成 30 年度 4 月には 7 名だったのですが、段階的に増やしていき、33 年には 26 名、約 3 倍に増やしていく予定です。そういったことで、全部はご説明できませんでしたが、児童虐待対策をより一層強化していくことにしております。</p> <p>最後になりますけれども、地域や関係機関の皆様には、いまお願いしていることは、少しでも気になるお子さんや、子育てに困っていて支援が必要なのではと思う方がもし地域にいらっしゃったときには、虐待かどうかの判断は必要ないので、少しでも早く子ども家庭支援センターにご一報くださいとお願いしております。ぜひ、皆様にもこれからもご協力いただきたいですし、子育て家庭の支援、見守りのネットワークを皆さんとともにつくっていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。ご質問やご意見がございましたらどうぞ。</p> |
| 委員 | <p>先ほどこよっと言葉が足りませんで、ゆりかご面接で本当にお世話になって、保健センターの保健師の方には大変お世話になって子育てをすることができたんですけども、産前・産後ヘルパーが使えなかったという言い方をしまして、語弊があったのでお伝えします。</p> <p>この妊娠・出産・子育てのカラーのページに書いてある産前・産後ヘルパーを利用する方の実施場所が「利用者宅」となっていて、私、杉並に実家があり、自分の今住んでいる家も杉並なんですけれども、里帰りをしてしまうと、母の介護をして自分の子どもを見たとしても「利用者宅」ではなくなってしまうので、相談させていただいたんですけども、区のほうでそれはNGということで、自分では里帰りしないで、でも、母は介護をしなきゃいけなかったんで、通うことは不可能で、仕事をしていない、出産したばかりの妹に同居してもらったりという形をとりました。</p> <p>私は忙しくてもこういう冊子は端から端まで読むタイプなので、産前・産後ヘルパー事業を登録している事業者の方が何か所かあるんですけども、通ってくださるところを片っ端から電話しました。産前・産後ヘルパー事業をされているけれども、産前・産後ヘルパーとしてではなくて、一般会員として入会してヘルパーさんを頼むという形であれば自宅に来ていただけるということだったので、産前・産後ヘルパーを頼んでいないんですけども、産前・産後ヘルパーに来ていただく形になって、里帰りしなくても大丈夫だったんです。</p> <p>同じ杉並に実家があり、父がもう亡くなっているんで介護状態の母が 1 人で、妹は小さい子どもを抱えていて、本人も里帰りをしていなくて 1 人で育てたんですけども、産前・産後ヘルパーというとてもありがたい制度があるのに、どうして同じ区内で、介護の母の隣にいてだけでヘルパーを受けられないのかなと、とても悲しい気持ちになりました。第一子で私も帰れないし、1 人で育てなきゃいけなかったんで、今後そういう気持ちになる方がもしいたときに、その忙しいさなか、こういう冊子を全部読んだり、産前・産後ヘルパーに全部電話をしたり、同じようにできる方がいるかなという、ちょっと厳しいと思います。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>保健センターの方が本当に真摯に話を聞いてくださったり、区に連絡をしてくださったりもしたので、私も結果的にはいろんな方の手を借り、今現在仕事もできて、妹に母も任せて生活しておりますので、杉並区で生活してよかったんですけれども、ありがたいヘルパー事業なので、この「利用者宅」という条件をつけるとか、こういった声は今後増えるんじゃないかなと思うので、こちらで発言させていただければなと思いました。</p> <p>あと、先ほどちょっと言葉が足りなかったんですが、感謝申し上げているので、そのままになってしまっただけではいけないなと思って、ちょっとお時間も押しているんですけれども、発言させていただきました。</p> |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>ありがとうございます。やはり今ダブルケアということで、介護と育児のご相談があることは承知しております。いただいた意見を参考にさせていただいて、そういった大変な状況のときにサポートができるような体制を整えていきたいと考えておりますので、ご意見ありがとうございます。</p> |
| 会長 | <p>そのほかご意見はございますでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>215名の転入されてきた方たちについては調査ができていると思うんですけれども、転入届を出されていないで杉並区の中で生活していらっしゃる方というのは、新聞なんかを見ますと、全国的にもそういう方たちが増えたり、幼稚園、保育園にも行かず、小学校にも行けていないようなお子さんの数もすごく増えているということを目にするんですけれども、そういうところの調査は今後どのようにされていくおつもりがあるのかなと思ひまして、ちょっと伺いたいと思ひました。</p> |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>先ほど説明が十分じゃなかったところだけ先にご説明させていただきますと、215名については未就園、幼稚園にも保育園にもどちらにも行っていなくて、区の保健・福祉のサービスも受けていらっしゃらない方という意味合いなので、約半数は転入者でございましたけれども、全部ではございません。</p> <p>今ご意見をいただいたように、住民票を置いたまま住まいを転々とされている方もいらっしゃいますし、支援機関につながっている場合ですと、居住実態、住んでいるところの機関が支援することになっているので、関係機関同士の連携の中で追って支援していける方もいらっしゃいます。また、そういったことがわからない方もいらっしゃるのです、そういうところになかなか把握できない現状はございます。ただ、そういったときに、地域の中で転入してきていらっしゃる方ですとか、何かお困りじゃないかとか、地域の皆さん方の気づきや見守りの目がとても大きいことだと思っておりますので、区としてもできるだけきめ細かく見ていきたいと思っておりますし、何か情報等がございましたら、先ほどと重なりますけれども、ぜひご連絡いただければと思ひます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。妊娠期からの新たな施策や、児童虐待の関係では新たに31年度、今年度からこれだけのことを考えているということと、実施でやっていこうとしている実態、これからの方向性についてお示しいただきました。かなり手厚くというようなことが見えてきたかと思ひます。</p> <p>また読んでいただいて、これからの施策や事業に関してご意見やご質問、こういうことがわかりにくいとか、こういう点はどうかというところがございましたら、また次の会議のところでも言っていただければ</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>ればありがたいと思います。そういうことで、この辺で審議のやりとりは終えさせていただきたいと思います。</p> <p>事務局からそのほかの連絡事項がございましたら、よろしく願いいたします。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>本日はありがとうございました。私からは、次回、第2回の日程についてお諮りをさせていただきたいと思います。</p> <p>本来は委員の皆様のご都合をお聞きした上で決定すべきところではございますが、先ほど申し上げました次回の議題については、幼児教育・保育無償化についての質疑、ご意見をいただきたいということもございまして、そのスケジュールの都合上、日程を決めさせていただきました。</p> <p>今、開催通知をお配りしてございます。7月23日（火曜日）19時から20時30分、会場はこちらの部屋になりますが、開催をしたいと考えてございます。ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、ご出席のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。そのほかのことは大丈夫でしょうか。</p> <p>では、次回の開催日時が7月23日（火曜日）の19時からということですので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。</p> <p>今日配布された資料が大変多くありますけれども、初めてこの委員として列席していただいた方、参加していただいた方々が多くおられた回でございます。その資料を改めて読んでいただきながら、次回の内容にもつながってまいりますので、お持ち帰りの宿題のようになりますけれども、読んでいただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>では、今日はこれで第1回子ども・子育て会議を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。</p> |